

兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針

平成 18 年 9 月 8 日告示第 963 号
改正 平成 22 年 6 月 15 日告示第 666 号
改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 426 号
改正 平成 26 年 8 月 1 日告示第 692 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 297 号の 2

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 142 条の 2 の規定により、特定物質排出抑制計画に関する指針を次のように定め、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。

なお、平成 15 年兵庫県告示第 1155 号の 2（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）は、平成 18 年 9 月 7 日限り、廃止する。

第 1 趣旨

この指針は、条例第 142 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）が事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出抑制に係る目標（以下「排出抑制目標」という。）、その達成のために講ずる措置（以下「排出抑制措置」という。）その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた特定物質排出抑制計画（以下「排出抑制計画」という。）を作成するために必要な事項等について定めるものとする。

第 2 排出抑制計画

1 排出抑制計画の作成又は変更

特定事業者は、(1)及び(3)に掲げる排出抑制計画については 2 から 7 までにより、(2)に掲げる排出抑制計画については 3 から 7 までにより作成し、又は変更するものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成 8 年兵庫県規則第 1 号。以下「規則」という。）第 45 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に規定する工場等を設置し、又は管理している者が、当該工場等について作成等する排出抑制計画（以下「1 号排出抑制計画」という。）
- (2) 規則第 45 条第 2 項第 2 号に規定する工場等を設置し、又は管理している者が、当該工場等について作成等する排出抑制計画（以下「2 号排出抑制計画」という。）
- (3) 自動車運送事業者が作成等する排出抑制計画（以下「3 号排出抑制計画」という。）

2 特定物質排出抑制方針及び推進体制の整備

(1) 特定物質排出抑制方針

事業活動に伴う特定物質の排出の抑制に関する方針を定めるものとする。

(2) 推進体制の整備

排出抑制措置の推進状況及び実施結果の点検を行うことにより排出抑制計画を着実に推進するため、推進責任者及び部署ごとの推進員を設置する等、推進体制を整備するものとする。

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量の算定

特定物質の排出状況として、基準年度の事業活動に伴う燃料、熱及び電気（以下「エネルギー」という。）の使用量並びに自動車の台数その他の特定物質の排出を伴う事業の活動量を把握し、下記(2)に基づき特定物質の種類ごとの排出量を算定するものとする。

また、基準年度及びその区分は、下表のとおりとする。

基準年度	区分
平成 17 年度	平成 17 年度時点で対象規模に達しており、排出量が把握できる場合は、原則として平成 17 年度を基準年度とする。ただし、工場等の増設、使用する自動車の台数の増加等により平成 17 年度と業態が大幅に変わっている場合は、当該増設等を行った翌年度を基準年度とする。
対象となった年度の前年度	平成 18 年 4 月 1 日以後、工場等の新設又はエネルギー使用量若しくは使用する自動車の台数の増加により対象となったもの。

(2) 特定物質排出量の算定方法

特定物質の排出量は、原則として、報告時点で最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省、経済産業省）」に基づき算定するものとする。その際、単位発熱量及び排出係数については、特定事業者の実測等に基づいて係数等を設定することが望ましい。

(3) 特定物質排出量の算定に当たっての留意点

単位発熱量及び排出係数について、特定事業者の実測等に基づいて係数等を設定する場合には、その根拠資料（サンプル数や個別の測定結果等）を排出抑制計画に添付するものとする。

4 排出抑制目標の設定

排出抑制目標を次の点に留意して設定するものとする。

- (1) 3により算定した特定物質の排出量、5により選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮し、設定する。
- (2) 目標年度は、平成32年度とする。
- (3) 総排出量による目標設定を基本とし、これによりがたい場合は、その理由を明記の上、原単位による目標設定とする。

5 排出抑制措置の選定

特定物質の排出状況、特定物質の排出抑制を行うための措置の現状、法令等の基準等を踏まえ、別表1又は別表2に掲げる区分ごとに、これらの表に掲げる排出抑制措置の内容を踏まえ、効果的かつ実現可能な排出抑制措置の内容を個別具体的に定めるものとする。この場合においては、排出抑制措置ごとに数量的な目標を設定するよう努めるものとする。

その際、1号排出抑制計画又は3号排出抑制計画には、可能な限り排出抑制措置の内容について漏れなく記載するものとする。ただし、別表1「4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を含む。）」における工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）については、5台以上を保有する特定事業者に限る。

6 排出抑制計画の様式

排出抑制計画は、(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める様式を参考に作成し、又は変更するものとする。

- (1) 1号排出抑制計画 様式第1号
- (2) 2号排出抑制計画 様式第2号
- (3) 3号排出抑制計画 様式第3号

7 添付書類

- (1) 3(1)により算定を行う年度（以下「算定年度」という。）のエネルギーの種類別使用量、自動車の台数及び特定物質排出量の集計結果を添付するものとする。
- (2) 必要に応じて、算定年度における月ごと及び用途ごとのエネルギーの使用実績を添付するものとする。
- (3) 県外の工場等を含めた排出抑制措置を講じている特定事業者は、必要に応じて、当該排出抑制措置に係る資料を添付するものとする。
- (4) 1号排出抑制計画又は3号排出抑制計画の概要を基に、特定事業者ごとに公表用排出抑制計画を様式第4号により作成し、添付するものとする。ただし、1号排出抑制計画の概要を基に作成する公表用排出抑制計画について、特定事業者ごとの作成が難しい場合は、工場等ごとにその理由を明記した公表用排出抑制計画を作成し、添付するものとする。

第3 排出抑制措置の結果の報告

1 特定物質排出抑制措置結果報告書の作成

特定事業者は、計画期間中、毎年度、2から5により、排出抑制計画に基づき講じた措置の結果の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

2 特定物質排出状況

前年度の特定物質ごとの排出量を第2の3に準じて算定するものとする。

3 排出抑制措置の点検及び評価

排出抑制計画に定めた排出抑制措置の前年度の結果について点検及び評価を行うものとする。また、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行うものとする。

4 報告書の様式

報告書は、(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める様式を参考に作成するものとする。

- (1) 1号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書（以下「1号報告書」という。） 様式第5号
- (2) 2号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書（以下「2号報告書」という。） 様式第6号
- (3) 3号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書（以下「3号報告書」という。） 様式第7号

5 添付書類

- (1) 特定物質の排出量の集計結果を添付するものとする。
- (2) その他、排出抑制措置の結果や目標達成状況等について参考となる資料等があれば、添付するものとする。
- (3) 公表用排出抑制計画と同様、1号報告書又は3号報告書の概要を基に、特定事業者ごとに公表用報告書を様式第8号により作成し、添付するものとする。ただし、第2の7(4)ただし書に基づき、工場等ごとの排出抑制計画を作成した特定事業者については、工場等ごとに公表用報告書を作成し、添付するものとする。

6 排出抑制目標の達成状況の確認

特定事業者は、計画期間が終了したときは、排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果をまとめ、排出抑制目標の達成状況について確認を行うとともに、達成要因又は未達成要因を明らかにするものとする。

第4 排出抑制計画等の公表

1 条例第142条の4関係

県は、インターネットの利用その他の適切な方法により、特定事業者から提出のあった排出抑制計画及び報告書の集計結果並びに公表用排出抑制計画及び公表用報告書を公表するものとする。

2 条例第142条の7関係

特定事業者は、条例第142条の7に基づき公表する場合には、次に掲げる事項を公表するように努めるものとする。

(1) 排出抑制計画

- ア 特定事業者の概要
- イ 特定物質の排出状況
- ウ 排出抑制目標
- エ 排出抑制措置

(2) 排出抑制措置の結果

- ア 特定事業者の概要
- イ 特定物質の排出状況
- ウ 排出抑制目標の達成状況
- エ 排出抑制措置の達成状況

別表1 排出抑制措置の区分及び措置内容（自動車運送事業者を除く。）

（「第2 5 排出抑制措置の選定」関係）

区分	排出抑制措置の内容
<p>1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底</p>	<p>1 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備 2 原材料の変更による特定物質排出量の抑制 3 最適燃焼制御 4 工程の削減・連続化 5 建物外気温が低い場合における外気導入による冷房用エネルギーの削減 6 燃料転換（二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの利用） 7 ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入等によるエネルギー管理システムの採用 8 空調設備等の設備機器の効率の良い運転のための点検及び保守管理 9 エネルギー効率の良い事務機器等の使用 10 夏期冷房摂氏 28 度、冬期暖房摂氏 20 度の維持による室内温度管理の適正化 11 空調設備又はエレベーターの台数制御その他のエネルギーの使用の合理化に配慮した運転手法の採用 12 昼休みの一斉消灯 13 会議室などの冷暖房機器の使用後の運転停止 14 小集団活動等を通じた省エネルギー活動 15 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と体制整備、環境情報の公開・提供</p>
<p>2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化</p>	<p>1 熱源設備におけるコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の高効率熱源機器の採用 2 空調設備、エレベーター等の設備におけるエネルギー低消費型機器の採用 3 Hf(高周波点灯形)照明、LED(発光ダイオード)照明等高効率照明機器や人感センサーの採用 4 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用 5 高効率給湯機器の採用 6 断熱性能を高める二重窓や複層ガラス等の導入 7 建築物等の長寿命化 8 電動機器のインバータ制御化 9 木製品の有効活用、建築物の木質化</p>
<p>3 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用</p>	<p>1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギーの利用 2 製造工程における廃熱の利用（リジェネバーナーやバイナリー発電の導入等） 3 廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用</p>
<p>4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を含む。）</p>	<p>1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備 2 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の導入 3 車両の大型化、トレーラー化 4 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 5 輸送ルート・輸送手段の工夫 6 適正車種選択 7 積載率の向上 8 テレビ会議システム等の利用による交通量の削減</p>

<p>4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を含む。）</p>	<p>9 公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減 10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 11 エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行 12 エコドライブ関連機器の導入</p>
<p>5 荷主としての対策（貨物委託輸送におけるもの）</p>	<p>1 省エネ責任者の設置並びに社内研修体制の整備及びその要請 2 自家用貨物車から営業用貨物車への転換 3 貨物列車・船舶等へのモーダルシフト及びその要請 4 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の使用の要請 5 車両の大型化、トレーラー化の要請 6 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化の要請 7 輸送ルート・輸送手段の工夫の要請 8 適正車種選択の要請 9 積載率の向上の要請 10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備の要請 11 エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行の要請 12 エコドライブ関連機器の導入の要請</p>
<p>6 ハイドロフルオロカーボン等（特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの）の排出抑制</p>	<p>1 地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質への転換若しくは当該物質の開発 2 ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時・製品への封入時等の漏えい防止の徹底、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の回収又は代替物質使用機器の使用優先 3 廃棄物処理によるメタン削減対策又は焼却施設等燃焼過程から排出される一酸化二窒素削減対策</p>
<p>7 廃棄物の排出抑制・再利用</p>	<p>1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用 2 分別回収品目の拡大 3 廃棄物のリサイクル</p>
<p>8 県内のプロジェクトで創出されたクレジット</p>	<p>1 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入 2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該電力量に一般電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。 3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。 4 1から3までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。 5 事業所内において1から3までのクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。</p>

9 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいもの	1 事業所における樹木等による緑化 2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組 3 再生可能エネルギーによる発電を目的とした「ひょうごグリーンエネルギー基金」(事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会)への寄附 4 低炭素社会実行計画等に基づく全社としての目標に対する達成状況 5 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入(グリーン購入) 6 その他、特に報告したい地球温暖化対策(県外又は海外における二国間クレジットの取得等を含む。)
-------------------------------------	--

別表2 排出抑制措置の区分及び措置内容(自動車運送事業者用)

(「第2 5 排出抑制措置の選定」関係)

1 自動車運送事業に関する対策	1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備 2 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の導入 3 車両の大型化、トレーラー化 4 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 5 輸送ルート・輸送手段の工夫 6 適正車種選択 7 積載率の向上 8 貨物列車・船舶等へのモーダルシフト 9 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 10 エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行 11 エコドライブ関連機器の導入
2 県内のプロジェクトで創出されたクレジット	1 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入 2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該電力量に一般電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。 3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。 4 1から3までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。 5 事業所内において1から3までのクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。
3 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいもの	1 事業所における樹木等による緑化 2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組 3 再生可能エネルギーによる発電を目的とした「ひょうごグリーンエネルギー基金」(事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会)への寄附 4 低炭素社会実行計画等に基づく全社としての目標に対する達成状況 5 環境に配慮した商品等の購入(グリーン購入) 6 その他、特に報告したい地球温暖化対策(県外又は海外における二国間クレジットの取得等を含む。)

様式第1号（条例第142条の2関係）

（1号排出抑制計画：エネルギー使用量(原油換算)年間1,500kL以上等の工場等用）

特定物質排出抑制（変更）計画書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名

電話（ ）

工場等の名称		
工場等の所在地		
業種		
事業の概要		
エネルギーの使用量		合計 kL/年（原油換算量）
		燃料及び熱電気 kL/年（原油換算量） kWh/年
担当部署	名称	
	連絡先	電話 （ファクシミリ） （電子メール）
1	特定物質排出抑制方針	別紙のとおり
2	推進体制の整備	
3	特定物質排出状況	
4	特定物質排出抑制目標	
5	特定物質排出抑制措置	
備考		

A 4

1 特定物質排出抑制方針

(計画等の公表の方法についても記載のこと。)

2 推進体制の整備

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量 基準年度 (年度)

(二酸化炭素換算 kg-CO₂)

活動の区分	特定物質	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	六ふっ化硫黄	三ふっ化窒素	合計
燃料の使用		/	/	/	/	/	/	/	
他人から供給された電気の使用		/	/	/	/	/	/	/	
他人から供給された熱の使用		/	/	/	/	/	/	/	
(以下、算定対象となる活動を記載すること。)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)								
(例) 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	/				/	/	/	/	
合 計									

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

(2) 特定物質排出量 現況 (年度)

(二酸化炭素換算 kg-CO₂)

活動の区分	特定物質	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	六ふっ化硫黄	三ふっ化窒素	合計
燃料の使用									
他人から供給された電気の使用									
他人から供給された熱の使用									
(以下、算定対象となる活動を記載すること。)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)								
(例) 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用									
合 計									

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

4 特定物質排出抑制目標

(1) 排出抑制目標

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

特 定 物 質	基準年度排出量 () 年度(a)	現況排出量 () 年度(b)	平成32年度	
			抑制目標量(c)	抑制率 (%)
二 酸 化 炭 素				
メ タ ン				
一酸化二窒素				
H F C				
P F C				
六ふっ化硫黄				
三ふっ化窒素				
合 計				

備考：抑制率 (%) = { (a) - (c) } / (a) × 100

(2) 目標設定の考え方

5 特定物質排出抑制措置

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の目標（数量的なもの）

6 自家用車（業務に使用するものに限る。）の使用に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を5台以上保有する場合のみ）

(1) 車両の台数（現況： 年度）

- ① 乗用車 台
- ② 貨物車 台 道路運送車両法に基づく区分により内訳を記載
 - ・内訳：軽貨物車 台（総排気量0.660リットル以下、他）
 - 小型貨物車 台（総排気量2リットル以下、他）
 - 普通貨物車 台（軽・小型以外のもの）
- ③ バス 台（定員11人以上）
- ④ その他 台（内容：)
- その他 台（内容：)
- ⑤ 合計 台

(2) 燃料の使用の実績、社の基本方針等

① 燃料の使用の実績及びCO₂排出量（現況： 年度）

燃料の種類	年間使用量 (概算)	排出係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	kL		
軽油	kL		
LPG	kg		
その他 ()			
合計			

② 社の基本方針・社内体制等

様式第2号（条例第142条の2関係）

（2号排出抑制計画：エネルギー使用量(原油換算)年間500kL以上1,500kL未満の工場等用）

排 出 抑 制 計 画 書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

工場等の名称			
工場等の所在地			
業 種			
事業の概要			
これまでに講じた温室効果ガス排出抑制措置			
平成 年度までに講じる予定の温室効果ガス排出抑制措置			
二酸化炭素排出量	基準年度(平成 年度) [kg-CO ₂]	目標年度(平成 年度) [kg-CO ₂]	対基準年度 (%)
連絡先	担当部署・担当者氏名		
	電話番号	F A X 番号	
	電子メールアドレス		

A 4

様式第3号（条例第142条の2関係）
 （3号排出抑制計画：自動車運送事業者用）

特定物質排出抑制（変更）計画書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名

電話（ ）

営業所等の名称		
営業所等の所在地		
業種		
事業の概要		
事業の用に供した自動車の種類及び台数		
担当部署	名称	
	連絡先	電話 （ファクシミリ ） （電子メール ）
1	特定物質排出抑制方針	別紙のとおり
2	推進体制の整備	
3	特定物質排出状況	
4	特定物質排出抑制目標	
5	特定物質排出抑制措置	
備考		

A 4

1 特定物質排出抑制方針

(計画等の公表の方法についても記載のこと。)

2 推進体制の整備

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量 基準年度 () 年度 (二酸化炭素換算 t-CO₂)

活動の区分	特定物質	二酸化炭素
燃料の使用		

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

(2) 特定物質排出量 現況 () 年度 (二酸化炭素換算 t-CO₂)

活動の区分	特定物質	二酸化炭素
燃料の使用		

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

4 特定物質排出抑制目標

(1) 排出抑制目標

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

特定物質	基準年度排出量 () 年度(a)	現況排出量 () 年度(b)	平成32年度	
			抑制目標量(c)	抑制率 (%)
二酸化炭素				

備考：抑制率 (%) = {(a) - (c)} / (a) × 100

(2) 目標設定の考え方

--

5 特定物質排出抑制措置

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の目標（数量的なもの）

様式第4号（条例第142条の4関係）

公表用特定物質排出抑制計画書（新規・変更）

事業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)										
事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)										
事業者の主たる業種										
事業の概要										
県内対象工場等の名称										
県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位：t-CO ₂ (CO ₂ 換算量))									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度(実績) (平成 年 年度)</th> <th>現況(実績) (平成 年度)</th> <th>目標年度(計画) (平成 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準年度(実績) (平成 年 年度)	現況(実績) (平成 年度)	目標年度(計画) (平成 年度)						
	基準年度(実績) (平成 年 年度)	現況(実績) (平成 年度)	目標年度(計画) (平成 年度)							
目標設定の考え方										
温室効果ガスの排出抑制措置の内容 (主な計画)										
社会貢献活動等										

様式第5号（条例第142条の3関係）

（1号報告書：エネルギー使用量（原油換算）年間1,500kL以上等の工場等用）

特定物質排出抑制措置結果報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名

電話（ ）

工場等の名称		
工場等の所在地		
業種		
エネルギーの使用量	合計	kL/年（原油換算量）
	燃料及び熱 電 気	kL/年（原油換算量） kWh/年
1 特定物質排出状況		
2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価		別紙のとおり
担当部署	名 称	
	連 絡 先	電話 (ファクシミリ) (電子メール)
備 考		

A 4

1 特定物質排出状況
 特定物質排出量 (年度)

(二酸化炭素換算 kg-CO₂)

活動の区分	特定物質	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	六ふつ化硫黄	三ふつ化窒素	合計
燃料の使用									
他人から供給された電気の使用									
他人から供給された熱の使用									
(以下、算定対象となる活動を記載すること。)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)								
(例) 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用									
合 計									

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

(1) 排出抑制目標の達成状況

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

特定物質	基準年度 排出量 (年度)	現況排出量 (年度)	平成32年度	
			抑制目標量	達成率 (%)
	(a)	(b)	(c)	
二酸化炭素				
メタン				
一酸化二窒素				
HFC				
PF ₆				
六ふっ化硫黄				
三ふっ化窒素				
合計 (A)				

備考：達成率 (%) = {(a) - (b)} / {(a) - (c)} × 100

(2) 県内のプロジェクト等で創出されたクレジットによる削減量

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

クレジット種	基準年度 排出量 (年度)	クレジット 償却量 (年度)	平成32年度	
			抑制目標量	達成率 (%)
	(a)	(b)	(c)	
J-クレジット等				
グリーン電力証書				
グリーン熱証書				
合計 (B)				
差し引き後排出量 (A) - (B)				

備考1：達成率 (%) = {(a) - (b)} / {(a) - (c)} × 100

備考2：事業所における削減量をクレジット化し、他の事業者に譲渡した場合は、当該クレジット相当量（当該年度に創出した削減量相当分）をマイナスの値として計上すること。

(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項

(4) 排出抑制措置の達成状況

措置の区分	計画の内容		措置の結果	
	措置の内容	措置の目標	措置の内容	措置の目標

3 自家用車（業務に使用するものに限る。）の使用に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を5台以上保有する場合のみ）

(1) 車両の台数（年度）

- ① 乗用車 台
- ② 貨物車 台 道路運送車両法に基づく区分により内訳を記載
 - ・内訳：軽貨物車 台（総排気量0.660リットル以下、他）
 - 小型貨物車 台（総排気量2リットル以下、他）
 - 普通貨物車 台（軽・小型以外のもの）
- ③ バス 台（定員11人以上）
- ④ その他 台（内容：）
- その他 台（内容：）
- ⑤ 合計 台

(2) 燃料の使用の実績、社の基本方針等

① 燃料の使用の実績及びCO₂排出量

燃料の種類	年間使用量 (概算)	排出係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	kL		
軽油	kL		
LPG	kg		
その他（）			
合計			

② 社の基本方針・社内体制等

(3) 実施した対策

具体的な措置の内容	計 画 の 内 容 (導 入 の 目 標)	導 入 状 況 (導入時期、台数などの内容説明)
① 天然ガス自動車、 ハイブリッド自動 車、低燃費車、電 気自動車、燃料電 池車等の導入		
② 車両の大型化、ト レーラー化		
③ 共同の輸送・配送 等の計画化による 自動車使用の合理 化		
④ 輸送ルート・輸送 手段の工夫		
⑤ 適正車種選択		
⑥ 積載率の向上		
⑦ テレビ会議システ ム等の利用による 交通量の削減		
⑧ 公共交通機関の利 用による自動車使 用頻度の低減		
⑨ 自動車の性能維持 のために定期的な 点検整備		
⑩ エコドライブ（ア イドリングストッ プを含む。）等経 済的な運転の励行		
⑪ エコドライブ関連 機器の導入		
⑫ その他 ()		

様式第6号（条例第142条の3関係）

（2号報告書：エネルギー使用量(原油換算)年間500kL以上1,500kL未満の工場等用）

排出抑制措置結果報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

工場等の名称		
工場等の所在地		
業 種		
平成 年度に実施した温室効果ガス排出抑制措置の状況		
平成 年度における二酸化炭素排出量	(kg-CO ₂)	
連絡先	担当部署・担当者氏名	
	電話番号	F A X 番号
	電子メールアドレス	

A 4

様式第7号（条例第142条の3関係）
 （3号報告書：自動車運送事業者用）

特定物質排出抑制措置結果報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名

電話（ ） -

営業所等の名称		
営業所等の所在地		
業 種		
事業の用に供した自動車の種類及び台数		
1 特定物質排出状況		別紙のとおり
2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価		
担当部署	名 称	
	連 絡 先	電話 （ファクシミリ ） （電子メール ）
備 考		

A 4

1 特定物質排出状況
 特定物質排出量 (年度) (二酸化炭素換算t-CO₂)

活動の区分	特定物質	二酸化炭素
	燃料の使用	

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

(1) 排出抑制目標の達成状況

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

特定物質	基準年度 排出量 (年度)	現況排出量 (年度)	平成32年度	
			抑制目標量	達成率 (%)
			(a)	(b)
二酸化炭素 (A)				

備考：達成率 (%) = {(a) - (b)} / {(a) - (c)} × 100

(2) 県内のプロジェクト等で創出されたクレジットによる削減量

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

クレジット種	基準年度 排出量 (年度)	クレジット 償却量 (年度)	平成32年度	
			抑制目標量	達成率 (%)
			(a)	(b)
J-クレジット等				
グリーン電力証書				
グリーン熱証書				
合計 (B)				
差し引き後排出量 (A) - (B)				

備考1：達成率 (%) = {(a) - (b)} / {(a) - (c)} × 100

備考2：事業所における削減量をクレジット化し、他の事業者に譲渡した場合は、当該クレジット相当量（当該年度に創出した削減量相当分）をマイナスの値として計上すること。

(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項

--

(4) 排出抑制措置の達成状況

措置の区分	計画の内容		措置の結果	
	措置の内容	措置の目標	措置の内容	措置の目標

様式第 8 号（条例第 142 条の 4 関係）

公表用特定物質排出抑制措置結果報告書

事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)										
事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)										
事業者の主たる業種										
事業の概要										
県内対象工場等の名称										
県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位：t-CO ₂ (CO ₂ 換算量))									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度 (実績) (平成 年度)</th> <th>現況 (実績) (平成 年度)</th> <th>目標年度 (計画) (平成 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準年度 (実績) (平成 年度)	現況 (実績) (平成 年度)	目標年度 (計画) (平成 年度)						
	基準年度 (実績) (平成 年度)	現況 (実績) (平成 年度)	目標年度 (計画) (平成 年度)							
温室効果ガスの排出抑制措置の内容 (主な措置結果)										
社会貢献活動等										

A 4